

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案新旧対照条文

独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第二十三条 第二十九条）</p> <p>第五章 罰則（第三十条 第三十二条）</p> <p>附則</p> <p>第四章 雑則</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>（主務大臣の要求）</p> <p>第二十四条 主務大臣は、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるときは、機構に対し、必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 機構は、主務大臣から前項の規定による求めがあつたときは、その求めに応じなければならない。</p> <p>第二十五条～第二十九条（略）</p> <p>第五章 罰則</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第二十三条 第二十八条）</p> <p>第五章 罰則（第二十九条 第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>第四章 雑則</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第二十四条～第二十八条（略）</p> <p>第五章 罰則</p>

第三十条～第三十二条 (略)

附則

(業務の特例)

第八条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第十七条第一項第四号中「前三号に掲げる業務」とあるのは「前三号に掲げる業務及び附則第八条第二項に規定する業務」と、第十八条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、同条第二号中「以外の業務」とあるのは「以外の業務(附則第八条第一項及び第二項に規定する業務を含む。)」と、第十九条第一項中「第十七条第一項に規定する業務」とあるのは「第十七条第一項に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第二十六条第一項第四号中「含む」とあるのは「含む。」並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第三十一条第二号中「第十七条に規定する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」とする。

第二十九条～第三十一条 (略)

附則

(業務の特例)

第八条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第十七条第一項第四号中「前三号に掲げる業務」とあるのは「前三号に掲げる業務及び附則第八条第二項に規定する業務」と、第十八条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、同条第二号中「以外の業務」とあるのは「以外の業務(附則第八条第一項及び第二項に規定する業務を含む。)」と、第十九条第一項中「第十七条第一項に規定する業務」とあるのは「第十七条第一項に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第二十五条第一項第四号中「含む」とあるのは「含む。」並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第三十条第二号中「第十七条に規定する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」とする。